



No. 408

2024年5月1日

発行 日本労働組合総連合会山口県連合会
〒753-0078 山口市緑町3-29 労福協会館3F
TEL 083-932-1123 FAX 083-932-1131
Eメール: rengo-yamaguchi@rengo-y.com

発行人 中元直樹
編集人 倉重里加

広報 連合山口

<https://rengo-y.com>

平成7年5月22日第3種郵便物承認 毎月1日発行 購読料1部15円(組合費を含む)

2024トップリーダー研修会を開催!

連合山口は、4月17日(水) 山口市において、今までのトップセミナーから名称を変えた「2024トップリーダー研修会」を開催しました。研修会には構成組織、地協・地区会議から48名が出席しました。



支店長 重本浩志氏



冒頭、主催者代表挨拶で伊藤会長は「今、私たちを取り巻く情勢は、国内外を問わず厳しい状況が続いている。労働運動も不安定な経済状況、雇用環境、働き方が激変する中、組合員の意識も多様化し、従来の運動、価値観だけでは対応できなくなっている。私たち組合役員も、環境の変化に柔軟に対応し、組織・現場組合員をより良い方向に導いていくためにも、幅広い知識を習得し、置かれている環境を正しく理解することが大切になる。今回は、日本の最新の経済状況や対応する日本の金融政策について講演をいただく。講演後には意見交換の場も設けているので、現場第一線で日常活動を実践している皆さんだからこそ、思いや悩み、課題提起、意見等について率直に発言していただきたい」と述べました。

研修会では「経済・物価情勢について」をテーマに、日本銀行下関支店長の重本浩志氏にご講演いただきました。

重本支店長は「日銀が目標としている経済学的に望ましい物価は、毎年2%ずつ程度上昇していくことであるが、この20年間のデフレで、物価が上がらないことがいいことであるという考えが世間に広まった。賃金が上がらないため購買力が下がり、物価が上げられず、安売り競争が激化して経営状況が悪化、賃金が上がらない、という負のスパイラルに陥っていた。しかし、いまはそうした状況から変わりつつある」とし、様々なデータやグラフを用いながら、日銀の情勢判断や、物価の動向、経済情勢について説明いただきました。

また、「賃金が上がれば、物の価格が少々高くても売れるようになる。今、物価が上がっている要因は、原材料費の高騰から人件費増にじわじわ移行しつつある。賃金を大幅に上げた企業は販売価格も上げており、既往のコストだけではなく、先を見据えた価格設定ができるように

なっている。とはいえ、個人のデフレマインドはまだ抜けきっておらず、家計消費意欲は上昇してきてはいるが、まだコロナ禍前の水準に戻り切っていない。これを突破するには、継続的な賃上げによる所得上昇が必要。賃金と物価の好循環により、物価が安定的に上昇する社会に変わりつつある。ぜひこの流れを継続してもらいたい」と述べられました。参加者からは、将来的な物価と賃金のバランスの考え方などについて質問がありました。

最後に中元事務局長が「経済の好循環を実現するには、賃上げを、今年だけではなく来年も再来年もずっと続けていくことが重要だと感じた。現時点で大手を中心にかなり高水準の賃上げが行われている。これを中小・小規模事業者にいかにつけていくかが課題である。連合山口と地域が一体となって活動を進めていきたい」とまとめを述べ、研修会を閉会しました。

もくじ

p1 2024トップリーダー研修会

p2 やまぐち政労使会議・下松市長選結果・ワークルール検定に挑戦

p3 やまぐち物流共同宣言・6月全国一斉集中労働相談

p4 東部地協だより・労働相談事案

持続可能な賃上げの実現を！ 「やまぐち政労使会議」で共同宣言を採択



連合山口と山口県、山口労働局及び県内経営者団体のトップが参加した、急速な物価の高騰に対応し、持続的な賃上げを実現するための「やまぐち政労使会議」が、3月18日(月)山口県庁にて開催されました。

冒頭、宮崎厚生労働副大臣は、挨拶で「3月13日に春闘の集中回答日があったが、大企業を中心に力強い賃上げの動きが出ている。ただ、この賃上げは大企業だけ、東京だけではなく、地方で、そして中小企業において実現していくことが必要。この課題に政府を挙げて取り組んでいることを伝えるため、全国各地でこのような地方版政労使会議を開催いただいている。本日は山口県の状況、山口県の産業構造を一番よくご承知の政労使の皆様と友誼な意見交換を行いた

い」と述べました。続いて、村岡知事が「本県での持続的な賃金引き上げの環境整備に向け、賃上げ等につながる企業の前向きな取り組みを力強く後押ししていきたい」と述べました。労働団体を代表して伊藤会長は「今の賃金上昇の流れを世の中全体に波及させ、経済の好循環を図っていくためには、山口県の雇用の8割を占める中小・小規模事業者の賃上げをいかに実現するかがカギだと思っている。政労使とも立場は違えど認識は一致しているので、2024春闘の労使間議論は、賃上げができない理由を確認するのではなく大幅な賃上げを前提とした上で、どうすればそれが実現できるのかについて徹底的に話し合う春闘にしたい」と訴えました。また、経営団体の代表者は「原材料・エネ

ルギー価格の高騰による収益の悪化や人材不足の深刻化などで厳しい経営環境にある。賃上げの原資を確保するためには、原材料費はもとより労務費を含めた適切な価格転嫁をサプライチェーン全体で定着させることが重要である」と述べました。

各団体の発言を受け、宮崎厚生労働副大臣は「伊藤会長から、できない理由を議論するのではなく、どうしたら賃金を大きく上げていくことができるのかを議論することが必要だ、というご指摘があった。私もその通りだと思う。本日政労使で会議をしたことの意義はここにあるのではないかと思う。また、皆様から価格転嫁について発言いただいたが、労働の価値をみんなが評価し、適切に転嫁し、賃金が上がっていく社会を作りたい」と述べました。

最後に「持続的な賃上げの実現に向けた共同宣言」が満場一致で採択されました。



共同宣言は
こちら▶



ワークルール検定に挑戦！

働きやすい職場を作るために、ワークルールの知識は
欠かせません。スキマ時間でチャレンジしてください！

Q 有期労働契約の終了について、正しいものをひとつ
選びなさい。

1. 使用者が労働者に対して行った「契約期間の設定は形式的なものであり、今後も契約を更新する」という口約束は、法的な保護に値する。
2. 期間の定めは、労使両当事者が合意して定めたものであるから、労働者も使用者もいかなる理由があっても有期労働契約を期間の途中で解除することはできない。
3. 使用者は、有期労働契約を締結した労働者との間で、その契約を更新することはできない。
4. 有期労働契約が何度更新されても、期間の定めのない契約に転換することはない。

解答は3ページに記載しています。

下松市長選挙の結果

皆様の多大なるご尽力とご奮闘に対し、心より感謝いたします。

【投開票：4月14日】

投票率：43.98% (前回：73.91%)



	当 選
確定得票数	12,657
候補者名	国井 益雄
年 齢	74
期	3
所属政党	無所属

「やまぐち物流2024年問題の解決に向けた共同宣言」を採択



▲全員で宣言を採択

2024年4月から働き方改革関連法施行により、自動車運転の業務の時間外労働の上限（休日を除く年960時間）規制等が適用されます。この規制は、「2024年問題」と称され、とりわけ他の業態よりも労働時間が長いとされるトラック事業については、労働時間が制限されることで、1日に運ぶことができる輸送量の減少や、トラック事業者の売上げ・利益の減少、そしてドライバーの収入の減少や担い手不足などが懸念されています。

この問題の解決のため、3月26日（火）山口県庁にて、連合山口と行政機関、トラック協会、経営団体、消費者団体が一堂に会し、「やまぐち物流2024年問題の解決に向けた共同宣言式」が開催されました。

宣言案の説明を受け、伊藤会長は「国民生活を支える物流・運送業界は、業務の特性として長時間労働が常態化しやすい。4月1日からの改善告知の徹底はもとより、今後とも労基法の順守徹底を図っていくことが不可欠である。共同宣言の内容がしっかり世の中に浸透していくようお互いに努力してまいりたい」と意見を述べました。最後に、2024年問題の解決に向けた共同宣言を参加者全員で採択しました。

伊藤会長



物流共同宣言
はこちら▶



ワークルール検定に挑戦! 解答

A

解答 ①

労働者に契約更新への期待が生じているため、使用者は客観的に合理的な理由なく、また社会通念上相当とはいえない場合、更新を拒絶することはできません。また、やむを得ない事情がある場合は、有期労働契約の期間途中での解除が可能です。有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えると、労働者の申し込みによって、無期労働契約に転換することが可能になります。

女性のための 連合全国一斉集中 労働相談ホットライン

～仕事で悩むあなたを応援します～

2024年6月4日（火）～5日（水）
10:00～18:00

「これって
当たり前？」



「それって
おかし
くない？」



マタニティ・ハラスメント

育休を取得して職場復帰しようとしたら、正社員からパートタイマーになるように言われた。

解雇・雇止め

半年ごとの有期契約でもうすぐ5年目になる直前で、「次の契約更新はない」と告げられた。

年次有給休暇

パートタイマーには有給休暇はないと言われ、休むと欠勤扱いになる。

嫌がらせ

育児のため短時間勤務をしているが、「あなたのせいで私たちの負担が増えている」と同僚から嫌味を言われる。

休憩時間

休憩時間でもお客様が来れば、対応しなくてはならず、食事をとる時間もない。

ひとりで悩んだり、我慢したりせずに
まずは 連合山口に相談してみませんか？

フリーダイヤル いこうよ れんごうに

0120-154-052

相談無料

秘密厳守

携帯・スマホOK

※上記期間以外も受付しています。

LINEで相談!

期間限定

6月4日（火）
～5日（水）

10:00～15:00
(最終受付14:30)



労働相談
チャットボット
「ゆにぽ」



フリーランス
課題解決サイト
「Wor-Q」



地協便り

東部地域協議会から

～ 2024春闘街宣行動を実施～



新街宣車で春闘アピールに向けて出発



連合山口では、2024春季生活闘争の成功に向け、3月2日(土)に山口市中央公園で春闘アクション県内街宣行動キックオフ集会を開催しました。この集会を皮切りに、各地域協議会や地区会議を拠点にしながら、この度、新しくお披露目となった連合山口の街宣車で県内各地を巡り、

賃上げへの機運を醸成する取り組みを行いました。

東部地域協議会においても3月14日(木)には光地区会議と下松地区会議が、3月15日(金)には岩国地区会議と柳井地区会議がそれぞれの市町で、今春闘の賃上げをアピールしながら街宣車を走らせました。

私たちの生活は高騰する物価に賃金が追いつかず、日々の生活は苦しくなっています。春闘こそみんなで声をあげるチャンスです。みんなで賃上げして、明るい未来に向かってステージを変えていきましょう！

— 東部地協：久富事務局長 —

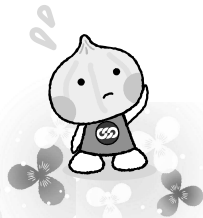
労働相談事案コーナー

【相談内容】

相談者：50代男性（契約社員）

親が病気で介護をしなければならなくなったので、退職して介護に専念したいと思っています。

周りの人たちからは、通常1か月前に会社に退職届を提出すれば辞めることは可能だということを知っていますが、それで辞めることはできるのでしょうか。



回答



相談者は、1年更新の有期雇用であるため、原則として契約期間中の退職はできませんが、法律上は「やむを得ない事由がある場合」に限り、期間途中での退職が認められるので、まずは会社の上司に事情を説明し、相談することを伝えました。

会社から退職を認めてもらえないときは、事業所の所在地にある労働基準監督署の総合労働相談コーナーに相談するようアドバイスしました。

連合なんでも労働相談ホットライン

秘密厳守!



ひとりで悩まず、まずは連合に相談してみませんか？

平日 9:30～17:30

連合なんでも 相談無料 秘密厳守 携帯・スマホ OK
労働相談ホットライン

全国共通 0120-154-052

働くみんなの連合サポート

ワークQ

"Q" Support System for All Workers by RENGO

アクセスは
こちら



地協連絡先

● 県央地域協議会

〒745-0045 周南市徳山港町1-1 旧周南市役所港町庁舎2階
TEL: 0834 (21) 0768 FAX: 0834 (21) 0290

● 東部地域協議会

〒740-0013 岩国市桂町2-6-1 こども館内
TEL: 0827 (22) 0160 FAX: 0827 (22) 0161

● 西部地域協議会

〒750-0001 下関市幸町8-16 下関市勤労福祉会館内
TEL: 083 (222) 0869 FAX: 083 (223) 9428

● 中部地域協議会

〒753-0078 山口市緑町3-29 労福協会館3階
TEL: 083 (902) 1811 FAX: 083 (932) 1131

[連合山口QRコード]



連合山口 検索

<https://rengo-y.com>